名称　大砠灯浮標
位置
所在地　西五番之砠灯標（広島県呉市）の北東方約四・〇キロメートル
北緯　三四―〇五―〇九
東経　一三二―二八―三一
変更した事項　位置
所在地　西五番之砠灯標（広島県呉市）の北東方約四・〇キロメートル
北緯　三四―〇五―〇七
東経　一三二―二八―三二
変更年月日　平成二十一年十月六日

名称　中ノ瀬灯標
位置
所在地　神禰鼻（広島県江田島市（西能美島））の北北西方約八〇〇メートル
北緯　三四―一六―一五
東経　一三二―二二―二八
変更した事項　光達距離
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十一年十月六日

名称　烏帽子島灯台
位置
所在地　福岡県糸島郡志摩町（烏帽子島）
北緯　三三―四一―二三
東経　一二九―五八―五八
変更した事項　灯質
光度　単閃白光　毎六秒に一閃光
光達距離　実効光度三、七〇〇カンデラ
高さ　一二・〇海里
変更年月日　地上から構造物の頂部まで一六メートル　平均水面上から灯火まで五六メートル
平成二十一年十月六日

名称　長門川尻岬灯台
位置
所在地　山口県長門市（川尻岬）
北緯　三四―二六―二七
東経　一三〇―五八―二四
変更年月日　平成二十一年十月六日

変更した事項　灯質
光度　等明暗白光　明三秒暗三秒
光達距離　一一〇カンデラ
変更年月日　五・五海里
記事　平成二十一年十月六日
一時変更

名称　知夫港赤島防波堤灯台
位置
所在地　島根県隠岐郡知夫村（知夫港赤島防波堤外端）
北緯　三六―〇〇―一六
東経　一三三―〇一―五九
変更した事項　灯質
光度　連成不動単閃緑光　毎四秒に一閃光
光達距離　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ
高さ　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
変更年月日　地上から構造物の頂部まで五・五メートル　平均水面上から灯火まで七・九メートル
平成二十一年十月六日

○海上保安庁告示第三百二十五号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十一月二十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

石狩湾港北防波堤北灯台

名称
位置
所在地　北海道石狩湾港（北防波堤北端）
北緯　四三―一三―四三
東経　一四一―一七―二一
変更した事項　光度
光達距離
高さ
変更年月日　実効光度三九〇カンデラ
七・五海里
平成二十一年十月七日

名称　麦山鼻灯台
位置
所在地　島根県隠岐郡西ノ島町（麦山鼻）
北緯　三六―〇三―四九
東経　一三三―〇一―二二
変更した事項　光度
光達距離
変更年月日　実効光度七八カンデラ
五・〇海里
地上から構造物の頂部まで九・九メートル　平均水面上から灯火まで三八メートル
平成二十一年十月七日

名称　鴨島灯標
位置
所在地　島根県隠岐郡海士町（鴨島）
北緯　三六―〇七―〇五
東経　一三三―〇五―二一
変更した事項　光度
光達距離
高さ　実効光度七八カンデラ
五・〇海里
地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　平成二十一年十月七日

名称　田後灯台
位置
所在地　鳥取県田後港（松島）
北緯　三五―三五―四五
東経　一三四―一八―五九
変更した事項　光度
光達距離
変更年月日　九、一〇〇カンデラ
一四・〇海里
平成二十一年十月七日

○海上保安庁告示第三百二十六号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十一月二十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

雄冬港北防波堤灯台

名称
位置
所在地　北海道増毛郡増毛町（雄冬港北防波堤外端）
北緯　四三―四四―三五
東経　一四一―二〇―二八
変更した事項　名称
位置
所在地　北海道増毛郡増毛町（雄冬港島防波堤北端）
北緯　四三―四四―四八
東経　一四一―二〇―三〇
変更した事項　名称
雄冬港島防波堤北灯台

塗色及び構造　赤色　塔形
灯質　群閃赤光　毎六秒に二閃光
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一二メートル　平均水面上から灯火まで一五メートル
変更年月日　平成二十一年十月八日

名称　住吉灯台
位置
所在地　熊本県宇土市（住吉）
北緯　三二―四二―三一
東経　一三〇―三五―二五
変更した事項　灯質
光度　群閃白光　毎六秒に二閃光
光達距離　実効光度三九〇カンデラ
七・五海里
変更年月日　平成二十一年十月八日

名称　伊東港東防波堤灯台
位置
所在地　静岡県伊東港（東防波堤外端）
北緯　三四―五八―二六
東経　一三九―〇六―一三
記事　補正

○海上保安庁告示第三百二十七号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十一月二十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　大阪新島埋立区域Ｆ灯標
位置
所在地　阪神港大阪区（大阪灯台の西南西方約二・八キロメートル）
北緯　三四―三七―五四
東経　一三五―二一―〇七
廃止年月日　平成二十一年十月九日